

令和5年2月

熊本県議会定例会議案

(条例等関係)

熊 本 県

議 案 目 録

第 18 号	熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例の制定について……………	(1)
第 19 号	熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金条例の一部を改正する条例の制定について……………	(2)
第 20 号	財産の取得について……………	(3)
第 21 号	財産の取得について……………	(4)
第 22 号	工事請負契約の変更について……………	(5)
第 23 号	工事請負契約の締結について……………	(6)
第 24 号	工事請負契約の締結について……………	(7)
第 25 号	工事請負契約の変更について……………	(8)
第 26 号	工事請負契約の締結について……………	(9)
第 27 号	専決処分の報告及び承認について……………	(10)
第 28 号	専決処分の報告及び承認について……………	(11)
第 29 号	専決処分の報告及び承認について……………	(12)
第 30 号	専決処分の報告及び承認について……………	(13)
第 31 号	専決処分の報告及び承認について……………	(14)
第 32 号	専決処分の報告及び承認について……………	(15)

報 告 目 録

報告第 1 号	専決処分の報告について……………	(16)
報告第 2 号	専決処分の報告について……………	(17)
報告第 3 号	一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出について……………	(18)

議 案 目 録

第 54 号	熊本県職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	(19)
第 55 号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	(20)
第 56 号	熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について……………	(33)

第 57 号	熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について……	(34)
第 58 号	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……	(35)
第 59 号	熊本県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例の制定について……	(44)
第 60 号	熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例の制定について……	(46)
第 61 号	熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例の制定について……	(56)
第 62 号	熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について……	(57)
第 63 号	熊本県立美術館条例の一部を改正する条例の制定について……	(58)
第 64 号	熊本県こどもの読書環境整備基金条例の制定について……	(59)
第 65 号	熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について……	(60)
第 66 号	熊本県暴力団排除条例及び熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について……	(61)
第 67 号	熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について……	(62)
第 68 号	包括外部監査契約の締結について……	(63)
第 69 号	負担付寄附の受納について……	(64)
第 70 号	権利の放棄について……	(65)
第 71 号	権利の放棄について……	(66)
第 72 号	指定管理者の指定について……	(67)

第 18 号

熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例の制定について
熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例
熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成14年熊本県条例第59号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

熊本県国民健康保険広域化等支援基金を活用した事業の終了に伴い、熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 19 号

熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金条例の一部を改正する条例
熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金条例（令和3年熊本県条例第3号）
の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和9年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により設置した熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金の活用期間を延長することに伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 20 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	防災センター什器一式	熊本市中央区 九品寺一丁目 16-8-2 03 株式会社H3	防災センターの建設 に伴う什器の設置	135,728,417円

(提案理由)

防災センター建設に伴い什器を設置するため、物品を購入する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 21 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	精密切削加工システム一式	熊本市中央区 十禅寺一丁目 4番80号 米善機工株式会社	試験機器として使用するため	71,390,000円

(提案理由)

熊本県産業技術センターにおいて使用する試験機器として、物品を購入する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

第 22 号

工事請負契約の変更について

令和3年2月熊本県議会定例会において議決された熊本県防災センター防災情報通信設備工事請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和5年3月24日まで」を「契約締結の日の翌日から令和5年6月30日まで」に、契約金額「2,156,000,000円」を「2,156,893,423円」に変更することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(提案理由)

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 23 号

工事請負契約の締結について

竜北地区農村地域防災減災事業（湛防）第18号工事他合併について、次のように請負契約を締結することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 工 事 名 竜北地区農村地域防災減災事業（湛防）第18号工事他合併
- 2 工 事 内 容 排水ポンプ設備製作据付工
- 3 工 事 場 所 八代郡氷川町鹿野地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和7年3月14日まで
- 5 契 約 金 額 1, 187, 999, 956円
- 6 契 約 の 相 手 方 福岡県福岡市博多区美野島一丁目2番8号
株式会社荏原製作所九州支社
代表者 支社長 太田賢一
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

（提案理由）

竜北地区農村地域防災減災事業（湛防）第18号工事他合併請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 24 号

工事請負契約の締結について

芦北管内地区県営災・工事費（過年）第16号工事他合併について、次のように請負契約を締結することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 工 事 名 芦北管内地区県営災・工事費（過年）第16号工事他合併
- 2 工 事 内 容 道路復旧工
- 3 工 事 場 所 葦北郡芦北町鶴木山地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和6年9月30日まで
- 5 契 約 金 額 832,700,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 葦北郡芦北町湯浦112番地16
佐藤・松下特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社佐藤産業 代表取締役 佐藤一夫
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

（提案理由）

芦北管内地区県営災・工事費（過年）第16号工事他合併請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 25 号

工事請負契約の変更について

平成31年2月熊本県議会定例会において議決された松の木堰地区農業水利施設保全合理化事業第11号工事請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和5年3月24日まで」を「契約締結の日の翌日から令和5年7月21日まで」に変更することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(提案理由)

工事内容の変更のため、工期を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 26 号

工事請負契約の締結について

熊本工業高校実習棟（第三期）改築工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 工 事 名 熊本工業高校実習棟（第三期）改築工事
- 2 工 事 内 容 (1)実習棟（土木科・インテリア科）
木造一部鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延べ面積3,004平方メートル
(2)中央渡り廊下
木造、地上2階建て、延べ面積773平方メートル
(3)その他渡り廊下
鉄骨造、平屋建て、延べ面積100平方メートル
- 3 工 事 場 所 熊本市中央区上京塚町5番1号地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和6年3月29日まで
- 5 契 約 金 額 1,354,650,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 熊本市中央区坪井六丁目38番15号
建吉・新規・三ツ矢建設工事共同企業体
代表者 株式会社建吉組 代表取締役 笹原健嗣
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

（提案理由）

熊本工業高校実習棟（第三期）改築工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 27 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 37 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の漁船と熊本県職員（熊本県漁業取締事務所職員）が操縦する県漁業取締船による衝突事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年1月24日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和4年10月5日 天草市御所浦町東約 1.1キロメートル沖 合の八代海	個 人 (漁船所有者)	168,158円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第 28 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 32 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年1月17日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和4年6月21日 一般県道大津西合志線 菊池郡菊陽町大字原水地 内 倒木	個 人 (車両所有者)	434,600円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 29 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 33 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年1月17日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和4年7月9日 一般国道266号 宇城市三角町中村地内 道路冠水	熊本鉄構株式会 社 (車両所有者)	22,440円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 30 号

専決処分¹の報告及び承認²について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求め³る。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 34 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故⁴に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年1月17日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和4年9月14日 一般国道265号 阿蘇市波野大字中江地内 落枝	個 人 (車両所有者)	915,000円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第 31 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 35 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年1月17日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和4年11月15日 一般県道辛川鹿本線 菊池市泗水町豊水地内 蓋不全	個 人 (車両所有者)	400,697円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 32 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 38 号

訴えの提起について

港湾施設の使用に係る電気料金及び施設管理費の支払請求について、次のように訴えを提起することとする。

令和5年2月3日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 当事者

原告 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

被告 熊本市西区新港一丁目2番

株式会社ホーリーシェフ

上記代表者 代表取締役 中 村 元 一 郎

2 事件名 熊本県電気料金及び施設管理費支払請求事件

3 事件の内容

被告は、港湾施設の使用許可に付された条件である電気料金及び施設管理費の支払について、原告の請求に応じないため、当該電気料金及び施設管理費の未払分の支払を求めるものである。

4 請求の趣旨

(1) 被告は、港湾施設の使用に係る電気料金及び施設管理費の未払分を一括して支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴え遂行の方針

(1) 弁護士を訴訟代理人と定める。

(2) 第一審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 39 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年2月3日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和4年12月8日 菊池市北宮地内	個 人 (車両所有者) 普通乗用車	435,000円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 36 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年1月17日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和4年7月14日 熊本市北区池田地内	個人 (車両所有者) (車両運転者) 自転車	176,744円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和4年8月15日 山鹿市鹿央町合里地内	個人 (車両所有者) (車両運転者) 自転車	90,056円	
3	令和4年10月21日 阿蘇郡南小国町大字満願寺地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	209,350円	

報告第 3 号

一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の令和3年度決算に関する書類及び令和4年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 54 号

熊本県職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例
熊本県職員の退職管理に関する条例（平成28年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第56条の3」を「第56条の5」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

警察法（昭和29年法律第162号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 55 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第193号の次に次の1号を加える。

(193) の2 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査

建築物の容積率の特例認定申請手数料 27,000円

第2条第1項第194号の2中「建ぺい率に」を「建蔽率に」に、「隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建ぺい率の許可申請手数料」を「隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建蔽率の許可申請手数料」に改め、同項第194号の3中「第53条第5項」を「第53条第5項（第4号に係る部分を除く。）」に、「建ぺい率に」を「建蔽率に」に、「前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建ぺい率の許可申請手数料」を「前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建蔽率の許可申請手数料」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(194) の4 建築基準法第53条第5項（第4号に係る部分に限る。）の規定に基づく建築物の建蔽率に関する許可の申請に対する審査

建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う建築物の建蔽率の許可申請手数料 160,000円

第2条第1項第195号中「基づく建築物の建ぺい率」を「基づく建築物の建蔽率」に、「建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料」を「建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料」に改め、同項第198号中「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に改め、同項第200号の4の次に次の1号を加える。

(200) の5 建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査

高度地区における建築物の高さの許可申請手数料 160,000円

第2条第1項第201号中「基づく建築物の容積率、建ぺい率」を「基づく建築物の容積率、建蔽率」に、「高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料」を「高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建

築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料」に改め、同項第204号中「基づく建築物の建ぺい率」を「基づく建築物の建蔽率」に、「再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」を「再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」に改め、同項第207号中「第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に改め、同項第208号中「第68条の5の4第1項」を「第68条の5の5第1項」に改め、同項第209号中「第68条の5の5第1項」を「第68条の5の6」に、「建ぺい率に」を「建蔽率に」に、「地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料」を「地区計画等の区域における建築物の建蔽率の特例認定申請手数料」に改め、同項第213号ア中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同項第213号の3ア中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同項第214号中「同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物に関する」に、「同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物の認定申請手数料」に改め、同号ア中「同一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同項第214号の2中「基づく同一敷地内認定建築物以外の」を「基づく公告認定対象区域における新築又は増築等に係る」に、「同一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」に改め、同号ア中「同一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同項第214号の3中「同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の」を「公告許可対象区域における新築又は増築等に係る建築物に関する」に、「同一敷地内許可建築物以外の建築物の特例許可申請手数料」を「公告許可対象区域における新築又は増築等に係る建築物の許可申請手数料」に改め、同号ア中「同一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同項第216号中「規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率」を「規定に基づく建築物の容積率、建蔽率」に、「一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」を「一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」に改め、同項第400号の8の次に次の2号を加える。

(400) の9 道路交通法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査

特定自動運行許可申請手数料 79,200円

(400) の10 道路交通法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査

特定自動運行計画変更許可申請手数料 78,500円

第2条第1項第478号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法」に改め、同項第479号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法」に改め、同項第591号中「第11条第1項」を「第6条第1項」に改め、同項第625号中「からウまで」を「及びイ」に改め、同号ア中「又は（イ）」を「から（ウ）まで」に改め、同号ア（イ）中「場合」の次に「（誘導性能基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準をいう。次号ア（イ）、別表第26の5及び別表第26の8において同じ。）により評価する方法による場合に限る。））」を加え、同号アに次のように加える。

（ウ） 適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付されない場合（誘導仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に規定する基準をいう。次号ア（ウ）、別表第26の5及び別表第26の8において同じ。）により評価する方法による場合に限る。） 19,000円

第2条第1項第625号イ中「全体」の次に「又は複合建築物の非住宅部分若しくは住宅部分」を加え、同号ウを削り、同項第625号の2中「からウまで」を「及びイ」に改め、同号ア中「又は（イ）」を「から（ウ）まで」に改め、同号ア（イ）中「場合」の次に「（誘導性能基準により評価する方法による場合に限る。））」を加え、同号アに次のように加える。

（ウ） 適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付されない場合（誘導仕様基準により評価する方法による場合に限る。） 9,500円

第2条第1項第625号の2イ中「全体」の次に「又は複合建築物の非住宅部分若しくは住宅部分」を加え、同号ウを削る。

別表第26の5を次のように改める。

別表第26の5（第2条第1項第625号関係）

区分		金額
適合証、設計住	申請住戸数が1戸の場合	6,000円

宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合	申請住戸数が2戸から5戸までの場合	12,000円	
	申請住戸数が6戸から10戸までの場合	20,000円	
	申請住戸数が11戸から25戸までの場合	34,000円	
	申請住戸数が26戸から50戸までの場合	56,000円	
	申請住戸数が51戸から100戸までの場合	100,000円	
	申請住戸数が101戸から200戸までの場合	159,000円	
	申請住戸数が201戸から300戸までの場合	200,000円	
	申請住戸数が300戸を超える場合	214,000円	
適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するものいづれも添付されない場合	誘導性 能基準 により 評価す る方法	申請住戸数が1戸の場合	36,000円
		申請住戸数が2戸から5戸までの場合	72,000円
		申請住戸数が6戸から10戸までの場合	100,000円
		申請住戸数が11戸から25戸までの場合	141,000円
		申請住戸数が26戸から50戸までの場合	202,000円
		申請住戸数が51戸から100戸までの場合	288,000円
		申請住戸数が101戸から200戸までの場合	391,000円
		申請住戸数が201戸から300戸までの場合	513,000円
	誘導仕 様基準 により 評価す る方法	申請住戸数が1戸の場合	19,000円
		申請住戸数が2戸から5戸までの場合	35,000円
		申請住戸数が6戸から10戸までの場合	50,000円
		申請住戸数が11戸から25戸までの場合	72,000円
		申請住戸数が26戸から50戸までの場合	108,000円
		申請住戸数が51戸から100戸までの場合	163,000円
		申請住戸数が101戸から200戸までの場合	232,000円
		申請住戸数が201戸から300戸までの場合	299,000円
申請住戸数が300戸を超える場合	340,000円		

別表第26の8を次のように改める。

別表第26の8（第2条第1項第625号の2関係）

区分		金額
適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定する	申請住戸数が1戸の場合	3,000円
	申請住戸数が2戸から5戸までの場合	6,000円
	申請住戸数が6戸から10戸までの場合	10,000円
	申請住戸数が11戸から25戸までの場合	17,000円
	申請住戸数が26戸から50戸までの場合	28,000円

ものが添付された場合	申請住戸数が51戸から100戸までの場合		50,000円	
	申請住戸数が101戸から200戸までの場合		79,500円	
	申請住戸数が201戸から300戸までの場合		100,000円	
	申請住戸数が300戸を超える場合		107,000円	
適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するものいづれも添付されない場合	誘導性 能基準 により	申請住戸数が1戸の場合		18,000円
		申請住戸数が2戸から5戸までの場合		36,000円
		申請住戸数が6戸から10戸までの場合		50,000円
	評価する 方法	申請住戸数が11戸から25戸までの場合		70,500円
		申請住戸数が26戸から50戸までの場合		101,000円
		申請住戸数が51戸から100戸までの場合		144,000円
		申請住戸数が101戸から200戸までの場合		195,500円
		申請住戸数が201戸から300戸までの場合		256,500円
		申請住戸数が300戸を超える場合		301,500円
誘導性 様基準 により	申請住戸数が1戸の場合		9,500円	
	申請住戸数が2戸から5戸までの場合		17,500円	
	申請住戸数が6戸から10戸までの場合		25,000円	
	申請住戸数が11戸から25戸までの場合		36,000円	
	申請住戸数が26戸から50戸までの場合		54,000円	
	申請住戸数が51戸から100戸までの場合		81,500円	
	申請住戸数が101戸から200戸までの場合		116,000円	
	申請住戸数が201戸から300戸までの場合		149,500円	
申請住戸数が300戸を超える場合		170,000円		

別表第26の11の2備考3中「(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」を削る。

別表第26の12中備考以外の部分を次のように改める。

別表第26の12(第2条第1項第625号の5関係)

		区分	金額	
住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上)	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合	一戸建ての住宅		1戸につき5,000円
		共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	10,000円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円

に関する法律 第11 条第1 項に規 定する 住宅部 分をい う。以 下この 表から 別表第 26の 14ま でにお いて同 じ。)				面積が2,000平方メ トル以上5,000平方メ トル未満のもの	44,000円		
				面積が5,000平方メ トル以上のもの	78,000円		
	適合証 、設計 住宅性 能評価 書及び これら に相当 するも のとし て知事 が指定 するも ののい ずれも	誘導性 能基準 により 評価す る方法	一戸建て の住宅	1戸当たりの面積が200 平方メートル未満のもの	1戸につき31, 000円		
				1戸当たりの面積が200 平方メートル以上のもの	1戸につき34, 000円		
			共同住宅 等	面積が300平方メートル 未満のもの	61,000円		
				面積が300平方メートル 以上2,000平方メー トル未満のもの	102,000円		
				面積が2,000平方メー トル以上5,000平方メ ートル未満のもの	174,000円		
				面積が5,000平方メー トル以上のもの	249,000円		
			添付さ れない 場合	誘導仕 様基準 により 評価す る方法	一戸建て の住宅	1戸当たりの面積が200 平方メートル未満のもの	1戸につき16, 000円
						1戸当たりの面積が200 平方メートル以上のもの	1戸につき17, 000円
	共同住宅 等	面積が300平方メートル 未満のもの			29,000円		
		面積が300平方メートル 以上2,000平方メー トル未満のもの			51,000円		
		面積が2,000平方メー トル以上5,000平方メ ートル未満のもの			91,000円		
		面積が5,000平方メー トル以上のもの			138,000円		
非住宅	適合証又はこれに相当する		面積が300平方メートル	10,000円			

部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表から別表第2の14までにおいて同じ。）	ものとして知事が指定するものが添付された場合		未満のもの		
			面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	17,000円	
			面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円	
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	78,000円	
			面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	123,000円	
			面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	155,000円	
			面積が25,000平方メートル以上のもの	194,000円	
	適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するものいずれも添付されない場合	モデル建物法により評価されているもの		面積が300平方メートル未満のもの	77,000円
				面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	100,000円
				面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	129,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	209,000円	
			面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	273,000円	
			面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円	

			方メートル未満のもの	
			面積が25,000平方メートル以上のもの	385,000円
		標準入力法等により評価されているもの	面積が300平方メートル未満のもの	201,000円
			面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	256,000円
			面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	325,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	464,000円
			面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	572,000円
			面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	676,000円
			面積が25,000平方メートル以上のもの	771,000円

別表第26の12備考6を同表備考8とし、同表備考5を同表備考7とし、同表備考4を同表備考6とし、同表備考3を同表備考5とし、同表備考2の次に次のように加える。

3 誘導性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。

4 誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

別表第26の13中備考以外の部分を次のように改める。

別表第26の13（第2条第1項第625号の6関係）

区分			金額
住宅部分	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当	一戸建ての住宅	1戸につき2,500円
		共同住宅 面積が300平方メートル	5,000円

<p>するものとして 知事が指定する ものが添付され た場合</p>	等	未満のもの	面積が300平方メートル 以上2,000平方メー トル未満のもの	10,000円		
			面積が2,000平方メー トル以上5,000平方メ ートル未満のもの	22,000円		
			面積が5,000平方メー トル以上のもの	39,000円		
	<p>適合証 、設計 住宅性 能評価 書及び これら に相当 するも のとし て知事 が指定 するも のい ずれも</p>	誘導性 能基準 により 評価す る方法	一戸建て の住宅	1戸当たりの面積が200 平方メートル未満のもの	1戸につき15, 500円	
				1戸当たりの面積が200 平方メートル以上のもの	1戸につき17, 000円	
			共同住宅 等	面積が300平方メートル 未満のもの	30,500円	
				面積が300平方メートル 以上2,000平方メー トル未満のもの	51,000円	
		面積が2,000平方メー トル以上5,000平方メ ートル未満のもの		87,000円		
		面積が5,000平方メー トル以上のもの		124,500円		
		<p>添付さ れない 場合</p>	誘導仕 様基準 により 評価す る方法	一戸建て の住宅	1戸当たりの面積が200 平方メートル未満のもの	1戸につき8,0 00円
					1戸当たりの面積が200 平方メートル以上のもの	1戸につき8,5 00円
共同住宅 等	面積が300平方メートル 未満のもの			14,500円		
	面積が300平方メートル 以上2,000平方メー トル未満のもの			25,500円		
	面積が2,000平方メー トル以上5,000平方メ			45,500円		

		ートル未満のもの		
		面積が5,000平方メートル以上のもの	69,000円	
非住宅部分	適合証又はこれに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合	面積が300平方メートル未満のもの	5,000円	
		面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	8,500円	
		面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	13,000円	
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	39,000円	
		面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	61,500円	
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	77,500円	
		面積が25,000平方メートル以上のもの	97,000円	
	適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するものいずれも添付されな	モデル建物法により評価されているもの	面積が300平方メートル未満のもの	38,500円
			面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	50,000円
			面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	64,500円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,500円
			面積が5,000平方メー	136,500円

い場合		トル以上10,000平方メートル未満のもの	
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	164,000円
		面積が25,000平方メートル以上のもの	192,500円
	標準入力法等により評価されているもの	面積が300平方メートル未満のもの	100,500円
		面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	128,000円
		面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	162,500円
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	232,000円
		面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	286,000円
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	338,000円
		面積が25,000平方メートル以上のもの	385,500円

別表第26の13備考8を同表備考10とし、同表備考7を同表備考9とし、同表備考6を同表備考8とし、同表備考5を同表備考7とし、同表備考4を同表備考6とし、同表備考3を同表備考5とし、同表備考2の次に次のように加える。

3 誘導性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。

4 誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

別表第26の14住宅部分の部適合証、認定通知書、建設住宅性能評価書及びこれらに

相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付されない場合の項中「、モデル住宅法又はフロア入力法」を「又はモデル住宅法・フロア入力法」に改め、同表備考5中「並びに第10条第2号」を削り、同表備考7中「モデル住宅法」を「モデル住宅法・フロア入力法」に、「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同表備考8を削り、同表備考9を同表備考8とし、同表備考10を同表備考9とし、同表備考11を同表備考10とする。

別表第27化学及び物理試験の項中「29, 280円」を「30, 030円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第2条第1項第193号の次に1号を加える改正規定、同項第194号の3の改正規定（「第53条第5項」を「第53条第5項（第4号に係る部分を除く。）」に改める部分に限る。）、同号の次に1号を加える改正規定、同項第198号の改正規定、同項第200号の4の次に1号を加える改正規定、同項第213号及び第213号の3から第214号の3までの改正規定、同項第400号の8の次に2号を加える改正規定、別表第27化学及び物理試験の項の改正規定並びに附則第3項の規定（熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）別表第1手数料の項第184号の次に1号を加える改正規定、同項第185号の3の次に1号を加える改正規定、同項第191号の4の次に1号を加える改正規定、同項第205号から第205号の3までの改正規定及び同項第363号の8の次に2号を加える改正規定に限る。） 令和5年4月1日

(3) 第2条第1項第478号及び第479号の改正規定 令和5年5月26日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

3 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。

別表第1手数料の項第184号の次に次の1号を加える。

184の2 建築物の容積率の特例認定申請手数料

別表第1手数料の項第185号の2及び第185号の3を次のように改める。

185の2 隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建蔽率の許可申請手数料

185の3 前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物

の建蔽率の許可申請手数料

別表第1手数料の項第185号の3の次に次の1号を加える。

185の4 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う建築物の建蔽率の許可申請手数料

別表第1手数料の項第186号を次のように改める。

186 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料

別表第1手数料の項第191号の4の次に次の1号を加える。

191の5 高度地区における建築物の高さの許可申請手数料

別表第1手数料の項第192号を次のように改める。

192 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料

別表第1手数料の項第195号を次のように改める。

195 再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

別表第1手数料の項第200号を次のように改める。

200 地区計画等の区域における建築物の建蔽率の特例認定申請手数料

別表第1手数料の項第205号から第205号の3までを次のように改める。

205 公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物の認定申請手数料

205の2 公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料

205の3 公告許可対象区域における新築又は増築等に係る建築物の許可申請手数料

別表第1手数料の項第207号を次のように改める。

207 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

別表第1手数料の項第363号の8の次に次の2号を加える。

363の9 特定自動運行許可申請手数料

363の10 特定自動運行計画変更許可申請手数料

(提案理由)

建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 56 号

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から8の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2の8の項中「第8条第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第8条の2第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第15条第1項若しくは第2項」を「第15条第1項から第3項まで」に改め、「第15条の2第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第23条第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第23条の2第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第39条第1項から第4項まで」を「第39条第1項から第5項まで」に、「第39条の2第1項から第3項まで」を「第39条の2第1項から第4項まで」に改め、「第47条第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第47条の2第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第57条第1項若しくは第2項」を「第57条第1項から第3項まで」に改め、「第57条の2第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第58条の13第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第58条の13の2第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第66条第1項若しくは第2項（同条第5項）」を「第66条第1項から第3項まで（同条第6項）」に、「同条第3項（同条第5項）」を「同条第4項（同条第6項）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及び特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 57 号

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例

熊本県税災害減免条例（昭和38年熊本県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

- 4 令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた者に対する第4条の規定の適用については、同条中「3年以内」とあるのは、「令和7年3月31日まで」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

平成28年熊本地震により甚大な被害を受けた者に対する不動産取得税の減免に係る代替不動産の取得期限を延長すること及び令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた者に対する不動産取得税の減免に係る代替不動産の取得期限の特例を設けることに伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 58 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次の
ように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例
第75号)の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第2条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正
する。

第5条中「この条」の次に「、第11条」を加える。

第5条の2の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第5条の3 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以
下この条及び次条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉
施設の設備の安全点検、従業者、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児
童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び
訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条にお
いて「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなけれ
ばならない。

2 児童福祉施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修
及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が
図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなけれ
ばならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更
を行うものとする。

(自動車を運行する場合の児童の所在の確認)

第5条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児

童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第8条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、入所者の居室及び各児童福祉施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する従業者については、適用しない。ただし、保育所の設備及び従業者については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第11条を次のように改める。

（業務継続計画の策定等）

第11条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第11条の2の見出しを削り、同条第1項中「以下」の次に「この条において」を加える。

第12条第2項中「必要な措置を講ずる」を「従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

第85条に次の1項を加える。

- 21 第8条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第92条第2項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させると

きは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第92条に次の1項を加える。

- 2 第8条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

附則第3条の見出し中「乳児4人以上を入所させる保育所の保育士に対する」を「保育士の員数の算定に係る」に改め、同条中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下この条において「看護師等」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正）

第3条 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例（平成19年熊本県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（自動車を運行する場合の子どもの所在の確認）

第12条の2 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

- 2 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行わなければならない。

附則第5条の次に次の1条を加える。

第5条の2 第3条第1項の規定により置かなければならない教育保育従事者の数の算

定については、当分の間、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、教育保育従事者のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者とみなすことができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。附則第6条中「前3条」を「附則第3条から前条まで」に改める。

（熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第4条 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年熊本県条例第82号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第7条に次の1項を加える。

11 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第41条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、

前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を実行する場合の障害児の所在の確認)

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第47条を次のように改める。

第47条 削除

第56条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第59条中「、第47条」を削る。

第63条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第81条の9中「第39条の2」の次に「、第41条の2、第41条の3第1項」を加える。

第89条中「第39条の2」の次に「、第41条の2、第41条の3第1項」を加える。

(熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年熊本県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第37条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第37条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の障害児の所在の確認)

第37条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第43条を次のように改める。

第43条 削除

(熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「及び次項」を「、次項及び第15条の2第1項」に改める。

第6条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、前条第1項第2号の乳児室及びほふく室、同項第3号の保育室、同

項第4号の遊戯室並びに同項第7号の便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第15条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第15条の2 幼保連携型認定こども園は、感染症や非常災害の発生時において、園児の教育及び保育を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

附則第6条の次に次の1条を加える。

第6条の2 第5条第3項の規定により置かなければならない教育保育従事職員の数の算定については、当分の間、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、教育保育従事職員とみなすことができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該幼保連携型認定こども園の教育保育従事職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第7条中「前2条」を「前3条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定、第3条中熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例第2条の2第1号の改正規定、第4条中熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第47条及び第59条の改正規定、第5条中熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第43条の改正規定並びに第6条中熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第22条の改正規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第5条の3（保育所に係る部分を除く。）、第4条の規定による改正後の熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第41条の2及び第5条の規定による改正後の熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第37条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の児童等の所在の確認に係る経過措置）

3 新設備運営基準条例第5条の4第2項の保育所及び児童発達支援センターは、同項に規定する自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、同条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、当該保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

4 第3条の規定による改正後の熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例第12条の2第2項の認定こども園は、同項に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、同条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第1項に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第41条の3第2項（新指定通所支援基準条例第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の2及び第81条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「ならない。」とあるのは、「ならない。ただし、当該車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びブザー等を用いることにつき困難な事情があるときは、この限りでない。この場合においては、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。」とする。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正等を踏まえ、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 59 号

熊本県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例
(熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部改正)

第1条 熊本県看護師等修学資金貸与条例(昭和37年熊本県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号ア(イ)中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同号ア(オ)中「第30条の33第1項第4号」を「第30条の33第1項第3号」に改め、同号ア(キ)中「第21条第2項第1号」を「第24条第2項第1号」に改める。

(障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の一部改正)

第2条 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例(平成23年熊本県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「同条第16項」を「同条第18項」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に、「同条第15項」を「同条第17項」に改める。

(熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第76号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号及び第3号、第56条第2項並びに第57条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第77号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(熊本県子ども・子育て会議条例の一部改正)

第5条 熊本県子ども・子育て会議条例(平成25年熊本県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第77条第4項」を「第72条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和４年法律第７６号）の施行等に伴い、関係条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 60 号

熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例

熊本県立自然公園条例（昭和33年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 生態系維持回復事業（第36条－第39条）」を「第4章 生態系維持回復事業（第36条－第39条）」を
「第4章 生態系維持回復事業（第36条－第39条）」を
第4章の2 質の
に改める。

高い自然体験活動の促進のための措置（第39条の2－第39条の6）」

第3条第1項中「おいて」の次に「努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するよう」を加える。

第8条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 公園計画は、県立自然公園ごとに、当該公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。

第9条第2項中「前条第2項」を「前条第4項」に改め、同条の次に次の1条を加える。
(協議会による公園計画の変更の提案)

第9条の2 第16条の2第1項に規定する協議会は第16条の3第1項に規定する利用拠点整備改善計画について、第39条の2第1項に規定する協議会は第39条の3第1項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な県立自然公園に関する公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第10条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

第10条の次に次の1条を加える。

(協議会による公園事業の決定等の提案)

第10条の2 第16条の2第1項に規定する協議会は、知事に対し、第16条の3第1項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第11条第2項中「、その同意を得」を削り、同条第4項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に、「申請書」を「協議書又は申請書」に改め、同条第5項中「申請書」を「協議書又は申請書」に改め、同条第6項中「同意を得た」を「協議をした」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第7項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に、「申請書」を「協議書又は申請書」に改め、同条第8項中「申請書」を「協議書又は申請書」に改める。

第13条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項中「協議し、その同意を得た」を「協議した」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

公園事業者（第11条第3項の認可を受けた者に限る。）が県及び公共団体以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

第15条中「第11条第2項の同意又は同条第3項」を「第11条第3項」に改め、同条第2項中「同意又は認可」を「認可」に改める。

第16条の次に次の5条を加える。

（県立自然公園における協議会）

第16条の2 県立自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域内における第34条第1項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 当該市町村
- (2) 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者
- (3) 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であって利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るものの所有者又は使用及び収

益を目的とする権利を有する者

(4) その他当該市町村が必要と認める者

- 3 当該県立自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町村に対して、第1項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。
- 4 市町村は、第1項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号に掲げる者であつて第1項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。
- 6 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。
- 7 第1項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 第1項に規定する協議会において協議が調った事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

(利用拠点整備改善計画の認定)

第16条の3 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
- (2) 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針
- (3) 利用拠点整備改善計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期

- (5) 第11条第2項の協議又は同条第3項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項
 - (6) 第11条第6項の協議若しくは認可又は同条第9項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの
 - (7) 計画期間
 - (8) その他規則で定める事項
- 3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
 - (2) 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。
 - (3) 当該県立自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 5 知事は、当該県立自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 6 知事は、第4項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。
- （認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更）
- 第16条の4 前条第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第16条の2第1項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 前条第4項の認定（前項の変更の認定を含む。次条第1項及び第16条の6において同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 前条第4項から第6項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。
- （認定の取消し）
- 第16条の5 知事は、第16条の3第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(公園事業に関する特例)

第16条の6 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第16条の3第4項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第11条第2項若しくは第6項の協議をし、同条第3項若しくは第6項の認可を受け、又は同条第9項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

第17条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「対し、」の次に「第4条及び」を加え、同項の次に次の1項を加える。

2 知事は、第4条及び第10条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第16条の3第4項の認定（第16条の4第1項の変更の認定を含む。）を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第21条第1項中「海面」を「海域」に改め、同条第8項第1号中「執行」の次に「又は認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。）」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 認定自然体験活動促進事業（第39条の5第1項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第39条の2第2項第2号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）として行う行為

第22条第3項第3号中「ため」の次に「、又は認定利用拠点整備改善事業を行うため」を加え、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 認定自然体験活動促進事業を行うために立ち入る場合

第30条中「第22条第3項第7号」を「第22条第3項第8号」に改め、「風致」の次に「又は景観」を加える。

第31条第1項ただし書及び同項第5号中「海面」を「海域」に改め、同条第7項第1号中「執行」の次に「又は認定利用拠点整備改善事業」を加え、同項中第6号を第7号と

し、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 認定自然体験活動促進事業として行う行為

第33条中「第22条第3項第7号」を「第22条第3項第8号」に改める。

第35条第1項に次の1号を加える。

(3) 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであって、当該県立自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

第35条第2項中「前項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(協議会)

第39条の2 県立自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 当該市町村

(2) 当該県立自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者

(3) 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であって自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

(4) その他当該市町村が必要と認める者

3 第16条の2第3項から第9項までの規定は、第1項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第3項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第39条の2第1項」と、同条第5項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号」とあるのは「当該県立自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第39条の2第2項第3号」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定)

第39条の3 第39条の2第1項に規定する協議会（以下この項及び次条第1項において単に「協議会」という。）において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、

当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

- 2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
 - (2) 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針
 - (3) 自然体験活動促進計画の目標
 - (4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体
 - (5) 計画期間
 - (6) その他規則で定める事項
- 3 知事は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
 - (2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。
 - (3) 当該県立自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 4 知事は、当該県立自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 5 知事は、第3項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた自然体験活動促進計画の変更）

第39条の4 前条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条第3項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を、知事に届け出なければならない。
- 3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第39条の5 知事は、第39条の3第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があったときは、その変更後のもの。次条第1項において「認定自然体験活動促進計画」という。）が第39条の3第3項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第39条の6 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第39条の3第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第40条第1項中「第47条第1号」を「第47条第1項第1号」に、「海面」を「海域」に改める。

第46条第1項中「次条各号」を「次条第1項各号」に改める。

第47条第3号から第5号までを削り、同条第6号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条に次の1項を加える。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

(1) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(2) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

(3) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第48条中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

第53条の次に次の1条を加える。

(利用の増進のための情報の提供等)

第53条の2 県は、県立自然公園の利用の増進に資するため、県立自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第54条第1項中「第22条第3項第7号」を「第22条第3項第8号」に改める。

第55条中「第16条第1項又は第32条第1項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 第16条第1項又は第32条第1項の規定による命令に違反したとき。

(2) 第21条第4項の規定に違反したとき。

第56条中「該当する」の次に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第1号を次のように改める。

(1) 第11条第3項の認可を受けた者が、同条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更したとき。

第56条第2号中「者」を「とき。」に改め、同条第3号中「第21条第4項又は」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第4号及び第5号中「者」を「とき。」に改める。

第58条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第59条中「該当する」の次に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第1号中「第17条第1項」の次に「若しくは第2項、第29条第1項若しくは第39条の6第1項」を加え、「同項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第2号及び第3号中「者」を「とき。」に改め、同条第4号を削り、同条第5号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第8号とし、同条第10号中「同条第1項第2号」の次に「又は第3号」を加え、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第9号とし、同条第11号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第10号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第11条第2項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、改正後の第11条第4項の規定による協議書及び同条第5項の規定による添付書類とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の第11条第6項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、改正後の第11条第6項の規定による協議書及び同条第8項において準用する同条第5項の規定による添付書類とみなす。

(提案理由)

自然公園法（昭和32年法律第161号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必

要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 61 号

熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例

熊本県立技術短期大学校条例（平成8年熊本県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「及び情報システム技術科」を「、情報システム技術科及び半導体技術科」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

熊本県立技術短期大学校で実施する職業訓練の内容の見直しに伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 62 号

熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例

熊本県産業技術センター条例（昭和27年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表化学試験・化学加工設備の項中「3,690円」を「3,820円」に改め、同表食品試験・食品加工設備の項中「4,050円」を「6,050円」に改め、同表機械試験・機械加工設備の項中「3,490円」を「3,790円」に改め、同表電気自動車用急速充電器の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

熊本県産業技術センターの設備の導入等に伴い、使用料の額を改定する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

第 63 号

熊本県立美術館条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県立美術館条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立美術館条例の一部を改正する条例

熊本県立美術館条例（昭和50年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条の規定に基づき」を「第2条第1項に規定する博物館として」に改める。

第21条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

博物館法（昭和26年法律第285号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 64 号

熊本県こどもの読書環境整備基金条例の制定について

熊本県こどもの読書環境整備基金条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県こどもの読書環境整備基金条例

(設置)

第1条 こどもの読書環境を整備し、こどもの豊かな感性と創造力を育むため、熊本県こどもの読書環境整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる利益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 知事は、第1条に規定する目的を達成するために必要な費用に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

こどもの読書環境を整備し、こどもの豊かな感性と創造力を育むため、基金を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 65 号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「それらの作業に当該警察職員が本務とする作業が含まれるときは当該本務とする作業の手当を、本務とする作業が含まれないときは」を削り、「である作業の手当」の次に「（最高額である作業の手当が2以上ある場合は、いずれか一の作業の手当）」を加える。

別表第26号作業の項中「平成6年国家公安委員会規則第18号）第2条」を「令和4年国家公安委員会規則第15号）第2条第1号」に、「にあっては」を「及び警護要則第2条第1号に規定する警護対象者の身辺を警護する作業に従事した場合には」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第26号作業の項の改正規定（「平成6年国家公安委員会規則第18号）第2条」を「令和4年国家公安委員会規則第15号）第2条第1号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（提案理由）

警察職員の特殊勤務手当の支給制限及び手当の額の見直し等を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 66 号

熊本県暴力団排除条例及び熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

熊本県暴力団排除条例及び熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県暴力団排除条例及び熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する
条例

次に掲げる条例の規定中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

- (1) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第21条第1項第6号
- (2) 熊本県風俗案内業の規制に関する条例（平成30年熊本県条例第58号）第7条第
2項第2号キ

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

博物館法（昭和26年法律第285号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 67 号

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「施設（これらの用に供すると決定した土地を含む。）の敷地」を「施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）」に改める。

第7条第2項第1号中「酒類を提供し、又は」を削る。

第9条第1項第9号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

第10条の2第2号中「当該施設」を「これら」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号及び第10条の2第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

風俗営業者の遵守事項の見直し等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 68 号

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約について、次のように締結することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 契約の内容 地方自治法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 契約の相手方 住所 熊本市中央区菅原町6番20号カーサ・サリーレ203号室
氏名 本吉幸雄
資格 公認会計士

（提案理由）

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 69 号

負担付寄附の受納について

次のとおり負担付寄附を受納することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 寄附の目的

子どもたちの豊かな感性と創造力を育む読書の機会を提供する施設とするため

2 寄附者及び寄附を受ける財産

(1) 寄附者

大阪府大阪市北区豊崎二丁目5番23号

株式会社安藤忠雄建築研究所 代表取締役 安藤忠雄

(2) 寄附を受ける財産

次の仕様により熊本市中央区出水二丁目5番1号に建設される予定の建物

鉄筋コンクリート造一部木造建物1棟 延べ面積約460平方メートル

附帯設備一式

3 寄附の条件

(1) 熊本県は、2(2)の建物等を、自由に活字文化に触れることができる読書活動によって、子どもたちの豊かな感性と創造力を育むことを目的とする施設として開館すること。

(2) 熊本県が、(1)に違反したときは、寄附者は、寄附に係る契約を解除することができる。

(提案理由)

負担付寄附を受納するためには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 70 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
種類	貸付年度		内訳	金額等	
母子福 祉資金 貸付金	平成25 年度	個人	未償還元金	215,391円	貸付けの相手方の破産により今後回収の見込みがないため。
			利子	6,475円	
			違約金	200円	
			その他	未償還元金に係る 違約金の請求権	

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 71 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

番号	権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
	種類	貸与年度		内訳	金額	
1	育英資金貸与金	平成20年度から平成22年度まで	個人	未償還元金	78,000円	貸与の相手方及び連帯保証人の破産により今後回収の見込みがないため。
				延滞利息	7,380円	
2	育英資金貸与金	平成22年度から平成24年度まで	個人	未償還元金	398,632円	貸与の相手方及び連帯保証人の破産により今後回収の見込みがないため。
				延滞利息	33,477円	

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 72 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設	阿蘇郡南阿蘇村久石 2807番地	みなみあそ観光局・ あそ望の郷共同体 代表者 一般社団法人 みなみあそ観光局 代表理事 丸野健一 郎	令和5年7月1日から 令和8年3月31日 まで

(提案理由)

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例（令和4年熊本県条例第38号）第13条第1項の規定に基づき、熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

発行者：熊本県
所属：財政課
発行年度：令和4年度